

青森県報

第四千四号

平成二十七年
六月五日
(金曜日)

目次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………	(税務課) ……	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高年齢福祉課) ……	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) ……	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……	二
基本測量の実施……………	(監理課) ……	二
公共測量の実施……………	(同) ……	二
道路の区域の変更……………	(道路課) ……	三
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………	(三八地域) ……	三
公 告		
県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課) ……	四
右 同……………	(同) ……	四
右 同……………	(同) ……	四
右 同……………	(同) ……	四
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) ……	五
水槽付消防ポンプ自動車の購入に係る一般競争入札……………	(会計管理課) ……	五
建設業者の許可の取消し……………	(三八地域) ……	七
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可……………	(三八地域) ……	七

土地改良区の役員の内退…………… (上北地域) …… 七

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (病院局) …… 七
右 同…………… (医療情報部) …… 七

告 示

青森県告示第四百十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五後段の規定により告示する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
佐藤イーグル株式会社	佐藤 善一	青森市奥野四丁目一八の一	平成二七・五・二六

青森県告示第四百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者
株式会社三 輪商事	弘前市大字代官 町一〇二	居宅サ ビスの種 類
訪問介護 黒石	訪問介護く んぶうしゃ 三〇	居宅サ ビス事業を行 う所
	黒石市後大工町 三〇	指 定 年 月 日
	平成 二七・六・一	

青森県告示第四百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の 所在地	指定居宅介護支援事業者
北星交通株式 会社	弘前市大字茂森 の 新町四丁目一七	居宅介護支援事業を行う事業所
ケアプランセン ター北星	弘前市大字新寺 町六二の一	指 定 年 月 日
	平成 二七・六・一	

青森県告示第四百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	指定介護予防サービス 事業
株式会社三 輪商事	弘前市大字代官 町一〇二	介護予 防サ ビスの種 類
訪問介護 黒石	訪問介護く んぶうしゃ 三〇	介護予 防サ ビス事業を 行う所
	黒石市後大工町 三〇	指 定 年 月 日
	平成 二七・六・一	

青森県告示第四百二十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（基本重力測量）
- 二 作業期間
平成二十七年六月十五日から平成二十八年二月二十八日まで
- 三 作業地域
青森市
弘前市
八戸市
三沢市
上北郡七戸町

青森県告示第四百二十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
青森市
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 三 測量の期間
平成二十七年五月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 測量の地域
青森市

青森県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年七月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	むつ尻屋崎線	下北郡東通村大字尻屋字水神七二の一から 下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢三七の二まで 下北郡東通村大字尻屋字水神七二の一から 下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢三二の三まで	前	一〇・四〇メートルから 一〇・四〇メートルまで	四五二・〇〇メートル	
				前	四三・一八メートルから 四三・一八メートルまで	五四〇・〇〇メートル	
				後	一一・七五メートルから 四三・一八メートルまで	四六六・〇〇メートル	

青森県告示第四百二十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
小川原湖	上北郡六ヶ所村大字倉内字谷地通一 四の七七〇 濱 田 正 隆 上北郡東北町旭北四丁目五三五の一 濱 田 浩 明 上北郡東北町旭北二丁目三一の一 三 沼 尾 栄 一	平成二十七年 六月五日から 同月十九日ま で	小川原湖漁 業協同組合

届 出 事 項 指定漁船調書の縦覧

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、北東北地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年六月八日から同年七月三日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、ふるさと新郷地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年六月八日から同年七月三日まで

三 縦覧の場所

新郷村役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、久保地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年六月八日から同年七月三日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、小泉地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（区画整理）（農業用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年六月八日から同年七月三日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、小田川南部地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（農業水利施設等整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年六月八日から同年七月三日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡七戸町字笹田七九の二、八〇の一、八一の二の一部、八二の一の一部、字笹田八二の一の地先（第二工区）	新潟県新潟市南区清水四五〇一の一 株式会社コメリ

水槽付消防ポンプ自動車の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。水槽付消防ポンプ自動車（型） 一台

二 納入期限

平成二十八年三月二十二日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十七年六月三十日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十七年七月十七日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和二十九年三月青森県規則第十号)第一百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した

者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
One (1) Fire Engine with Water Tank
(1 Type)

2 Time limit for tender:
17 July, 2015 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:
Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9098

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社八戸電工
- 二 代表者の氏名 松原 明司
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字十日市字塚ノ下の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第三三二〇号
- 五 取消年月日 平成二十七年四月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十七年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、下長土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月五日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、姉沼土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年六月五日

上北地域県民局長 山 田 裕

役員の内任の別	氏 名	住 所	内任の年月日
理 事	古田 満	三沢市本町二丁目二の一	平成二七・四・三〇

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量 医用画像表示用高精細モニタ等貸借契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 青森県立中央病院医療情報部 青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社自治体病院共済会

東京都千代田区紀尾井町三の二七

六 契約金額

四千九百二十四万八千円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十七年二月十二日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

医用画像管理システム機器等賃貸借契約 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院医療情報部

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本GE株式会社

東京都港区赤坂五丁目二の二〇

六 契約金額

二億六百四十六万五千七百六十円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十七年二月十二日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭